

開催月日 令和8年3月30日(月)

開催場所 文化会館たづくり6階601・602会議室

令和7年度  
第4回調布市環境保全審議会  
議事録(確定稿)

事務局 皆様、おはようございます。塚松委員の到着が遅れているのですけれども、定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第4回調布市環境保全審議会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これからの会議進行は、高田会長にお願いいたします。

高田会長 皆さん、おはようございます。 改めまして、令和7年度第4回調布市環境保全審議会を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議については、会議時間を1時間程度といたしたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

会議に当たっては、正確な議事録を作るために録音しておりますので、発言はこちらで指名してからということをお願いいたします。それから、発言の前には名字を名乗っていただくようお願いいたします。

本日は、調布市環境基本計画策定支援業務委託事業者2人、それから調布市地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託事業者2人が本会議に同席いたしますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、議事に入る前に、定足数について事務局から報告をお願いいたします。

事務局 本日の審議会につきまして、事前に森下委員、近藤委員、平井委員から御都合により欠席の御連絡をいただいております。また、塚松委員は、現在到着が遅れているところです。つきましては、現時点におきまして、13人中9人の委員が出席されておりますので、調布市環境保全審議会規則第6条に規定されている定足数に達している状況となっております。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。定足数に達しているとのことで、引き続き審議会を進めてまいります。

次に、本日の傍聴希望者の有無について、事務局から報告をお願いします。

事務局 2人の傍聴希望者がおります。

高田会長 皆さんにお諮りいたします。傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高田会長 御異議ないようですので、傍聴希望者の入室をお願いいたします。

なお、審議中に新たに傍聴希望者がある場合には、随時傍聴を認めますので、委員の皆様には御承知おきください。

傍聴者が入室するのを待ってから始めます。

(傍聴者入室)

高田会長 それでは、傍聴者の方も入室しましたので、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、机上に配付させていただきました資料の確認をお願いいたします。次第のとおり、資料1から10までの10点となっております。

高田会長 過不足ございませんでしょうか。よろしいですね。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。調布市の環境基本計画や環境保全に関する基本的な事柄を全般的に調査、審議することがこの審議会の役割でありますので、皆さんにおかれましては、本日も建設的な御意見をお願いいたします。

なお、調布市環境基本計画策定委員会では、調布市の環境基本計画、それから気候変動アクションプログラムについて、本日の委員会で承認しております。それから、この委員会で前回までに出ました様々な御意見は、現在の承認した案に反映されているということで承認しておりますので、本日は環境基本計画、それから気候変動アクションプログラムの確認、承認というのが主な議題ということになりますので、よろしくをお願いいたします。

では、次第1、議題(1)景観計画の改定について事務局から説明をお願いいたします。

まちづくり推進課開発景観担当課長　　まちづくり推進課開発景観担当課長の寺田と申します。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課開発景観担当課長補佐　　まちづくり推進課開発景観担当課長補佐の吉池と申します。よろしくお願いいたします。

まちづくり推進課開発景観担当課長　　それでは、景観計画の改定について御説明させていただきます。

景観計画の関連分野の中でも、環境分野は景観形成に大きく関わるため、素案の確定に際して、保全審委員の皆様には現状報告を行わせていただきたいと思います。

まず、A3の概要版資料を御覧ください。左上の計画の目的についてです。

景観計画は、市民や事業者と市が一体となって、調布らしい魅力ある景観の形成に積極的に取り組んでいくため、景観法に基づき、平成26年2月に策定しています。策定から10年以上が経過し、中心市街地整備の進捗や都市計画マスタープランの策定など、本計画を見直す必要が生じたことから改定に取り組んでおり、スケジュールとしては、この3月で計画改定の素案を確定し、令和8年度8月に改定を予定しています。

右側、改定のポイントを御覧ください。景観計画に係る課題として、事業者による理解や市民検討会等での検討は蓄積が進んでいるものの、幅広い景観への理解、啓発が進んでいないという現状があります。

そこでポイント1点目ですが、現行計画では、景観法に基づく届出制度を中心とした事業者視点の構成となっていますが、改定計画については、市民向けの部を加えて3部構成としています。

また、2点目のとおり、上位計画等との整合や、3点目のとおり、市民検討会や市民・子どもアンケートを実施しての内容の充実を図っております。

左側、黄色枠の第I部を御覧ください。第1章では、記載のほかに景観という言葉の意味についても触れています。景観は、一般的に想像される景色や建物だけではなく、広く人や環境や歴史までが関係してまいります。

第2章では、調布ならではの景観特性をまとめています。本冊の9ページには、市の景観要素、特に地形について分かりやすく表現した鳥瞰イラストを掲載していますので、後ほど9ページを広げて御覧になっていただければと思います。

第3章では、基本目標と基本方針のほか、景観計画区域を示しています。景観形成重点地区として深大寺通り周辺地区と国分寺崖線地区、景観形成推進地区には、水、道、駅、農の4つの地区があり、それ以外を一般地域として区分しています。

第4章では、事業者による届出の対象とはならないものの、例えば広告物や夜間景観などの良好な景観形成に必要な事項について考え方を示しています。

第Ⅱ部については市民向けとなりますが、こちらは本冊計画書で御覧いただければと思います。

71ページを開いて御覧ください。計画では、先ほどの地区とは別に、市民に景観についてより身近に感じていただくため、小学校区単位で景観資源図としてまとめています。資源図は、地域にどのような景観資源があるのかを地域や事業者の間で共有し、景観への理解、関心を深め、自身が主体として景観まちづくりに興味を持っていただいたり、進めていただくための資料として、小・中学生アンケートや景観まちづくり市民検討会での検討を基に作成しています。資源図は手に持って歩いたり、将来的には小学校の学習教材としての活用も視野に入れております。

最後に、94ページを御覧ください。共創による景観まちづくりの中で、緑を増やす取組など、景観条例等によらない景観まちづくりの取組についてまとめています。102ページについても同様となっております。

簡単でございますが、景観計画改定に係る説明は以上となります。

本日、質疑の時間が取れないと伺っておりますので、お手数ですが、質問や御意見等ございましたら、お配りしている意見票に記入いただくか、メール等でいただければと思います。

本日はありがとうございました。

高田会長　　どうもありがとうございました。

本件についての御意見、御質問は、今、事務局から発言がありましたとおり、時間の都合上、資料1の意見票の提出によって行っていただくようお願いいたします。ただ、何かこの場でどうしてもということがあれば承りますが、よろしいですか。では、齊藤委員、お願いします。

齊藤委員　　齊藤亀三と申します。

今説明があった中で、小学校単位で景観計画を立てるといふのがあつたのですけれども、地図と重ね合わせるとどういふことなのかなど。この地図は、まとまつていふわけではなくて、出っ張り引っ込みがいっぱいあつた中で、小学校単位でどういふ景観計画が立つのかと。どういふお考えの中でこれを小学校単位でやつたのですか。そこだけお聞きしたいと思ひます。

まちづくり推進課開発景観担当課長　　ありがとうございます。身近な景観まちづくりといふことで、今、市の特色となつていふのがまさに小学校区単位で、細やかな景観まちづくりをやつていこうといふことで、これまでの計画の中でも、小学校区20校区でそれぞれ方針案といふのも出しながら景観資源を出して、まちづくりを進めてきたといふ状況にあつたります。

それをもう少し分かりやすく、これまでは地図に落としたものがなかつたので、地図に落として、それを見ていただくことで、より身近に感じていただくといふことで、今回、資源図といふ形で図面としてお見せしていふところでは、確かに小学校区単位となつたりますと、少しいびつな形ではあつたのですけれども、先日、景観審議会の中でも、つながりが出るといふような表現も少しあつたほうがいふのではないかといい御意見もいただけていふので、今その辺りも反映できたらと考へていふ状況でございます。

以上です。

高田会長　　ありがとうございます。

ほかに御意見があつたとは思ひますが、意見票でお願いいたします。

ついで、議題(2)の環境基本計画について事務局から説明をお願いいたします。主にパブリック・コメントで出た主な意見と、それに対する対応、それから、前回までにこの審議会でも出た意見、それに対する御対応について説明をお願いいたします。では、穂山補佐。

環境政策課長補佐　　それでは、環境政策課・穂山です。よろしくお願ひいたします。

それでは、環境基本計画について御説明させていただきます。

なお、本計画については、先ほど開催されました調布市環境基本計画策定委員会で御承認いただき、市に送付されたものとなります。

まず資料についてですが、今回配付資料のうち、資料2から資料5が環境基本計画に関する資料となります。資料2は環境基本計画概要版となります。資料3が環境基本計画の本編となります。それから、資料4が先月から実施しておりましたパブリック・コメント手続の結果についてです。そして、資料5がこれまでの環境保全審議会と環境基本計画策定委員会委員の皆様からいただいた意見と、それに対する考え方についてまとめた資料となっております。

それでは、まず資料4、調布市環境基本計画（案）に対するパブリックコメント手続の実施結果をお願いいたします。

前回1月に実施しました環境保全審議会や策定委員会でお伝えさせていただいております。2月4日から3月5日まで、環境基本計画案について、パブリック・コメント手続を実施いたしました。

お手元の資料の1ページ目、中段2の(1)に記載のとおり、この意見募集に対しましては、8人の方から合計18件の意見が寄せられました。このうち、計画に反映した意見について御案内させていただきます。

1枚おめくりいただくと表の形式となっておりますが、表の左側にはいただいた御意見、右側は御意見に対する市の考え方を記載しております。

こちらの3ページをお願いいたします。この中段に17ページで始まる御意見があると思います。この17ページというのは、本編のページに対応しておりますが、こちらは第1章の取組に記載の雑木林ボランティア講座が現在進行中で、毎年開催していることで表記変更当たるものになります。

続きまして、同じページの1つ下の囲み枠、18ページで始まる御意見、こちらも第1章の取組の経過に当たる部分に、市主催で実施してきた崖線ウォークの紹介も必要ではないかと御意見を受け、記載を追加したものとなります。

この御意見に関連して、さらに次の3点目なのですが、お手元の資料7ページをお願いいたします。40ページで始まる意見ですが、この崖線ウォークについて、第4章の施策、緑の保全創出において、こちらの事業を紹介するコラムを追記しております。

あと、パブリック・コメントに関しては、このほか、計画の記述そのものには直接関連はしないものの、計画の各施策や取組に関連する御意見については、市の考え方をお示しするほか、今後の取組の参考とさせていただくといった旨をお示ししております。

意見全体につきましては、恐縮なのですが、お時間のある際にこちらの資料を御確認い

ただけたら幸いです。

簡単ではございますが、パブリック・コメント手続の結果概要については以上となりまして、続きまして、資料5をお願いいたします。

こちらは、これまでの環境保全審議会や環境基本計画策定委員会でいただいた御意見と、それに対する市の考えを掲載した資料で、前回の会議でもお知らせさせていただいております。

今回8ページ以降で、先に実施した策定委員会での御意見や、前回1月21日開催の環境保全審議会での御意見について追記させていただいております。こちらについてもお時間があるときに御確認いただけますと幸いです。

資料が前後いたしますが、厚い資料3をお願いいたします。今回は、改めまして計画の構成について簡単に御案内させていただけたらと思います。

まず、めくっていただいて目次がありまして、2枚めくっていただくと1ページから始まりますが、この1ページから25ページが第1章で、計画策定の背景に当たる部分です。こちらで先ほど申しあげた2点の修正が加わっております。

そして、26ページから27ページが計画の基本事項ということで、計画の位置づけや計画期間等を記載しております。

さらに、28ページから30ページが、目指す環境像と施策体系という第3章となります。特に30ページも会議でこれまで御確認いただいておりますが、こちらが新たな環境基本計画の体系となります。5つの基本目標に9つの施策の方針、施策の方針は1—1とか1—2と書いてあるものです。さらに、①、②で始まる25の施策が体系づけられています。

この施策の体系に基づいて、31ページから109ページの第4章で、これらの施策の展開について記載しております。その中には市民の皆様に参加になるコラムなども掲載させていただいております。

そして、110ページから117ページの第5章が重点プロジェクトになっておりまして、3つの重点プロジェクトを掲げております。そして、最後の第6章が計画の推進体制とさせていただきます。

計画の構成は以上なのですが、123ページからは資料編として、これまでの検討経過などを記載しております。計画内容の詳細は、前回の審議会で御案内させていただいておりますが、以後、細かい文言修正も加えさせていただき、それからパブリック・コメントなどの意見反映を通じて、このたび、資料2・概要版・資料3・計画本編のとおりまとめ

せていただき、また先ほどの環境基本計画策定委員会で承認いただきましたので、今回御報告させていただくものであります。

最後となりますが、計画策定に当たりまして、今年度、皆様から多くの御意見をいただき、誠にありがとうございました。

失礼いたしました。もう一点、パブリック・コメントの資料4をお願いいたします。4ページの質問No.3なのですけれども、皆さんへ事前に送付させていただいたときは、調整中ということで御案内させていただきましたが、今回、御意見に対する市の考え方をまとめさせていただいております。ここは事前送付と変更している部分となります。

以上となります。ありがとうございました。

高田会長     ありがとうございます。今、追加で説明した部分も含めて事務局からの説明に対して意見、質問はございますでしょうか。

では、私のほうから。先ほどの基本計画策定委員会では、基本計画の文言には直接関わらないか関われないということで、留保地の森林伐採については基本計画の中で言及していないわけなのですが、市の最上位計画である総合計画の中で立案されている案であるということで、基本計画では、そこについては特に言及していないわけです。この環境保全審議会では、実際の公園の案に対して、環境に配慮しつつ、緑の有する多面的な機能を生かすグリーンインフラとしての機能、それから、脱炭素などの観点を盛り込めるように、計画の中身について時期を逸しない範囲の機会に意見、あるいは要望を申し述べたいと思うのですが、そのような観点から意見を申し述べるのが、次がいつ頃になるのかという辺り、事務局から御説明いただければと思います。

環境政策課長     環境政策課長の齋藤です。よろしく申し上げます。

留保地の計画につきましては、調布基地跡地留保地の整備基本計画というのがございます。それにのっとりまして、全庁的な会議の中で進められていくものであります。

その進捗具合と環境保全審の策定期間を調整しまして会議を開きたいと考えております、現状、いつ頃というのはまだ申しあげることができないのですけれども、留保地の計画と整合性を図りながら、保全審を開いて、皆様の意見を伺いたいと考えております。

高田会長     ありがとうございます。かなり環境に関する問題のある計画だと思いますの

で、現在、結構計画がコンクリートになった段階でこの委員会に知らされるという形になっていて、この審議会としては、少し残念な進め方だと考えておりますので、これ以上を残念なことにならないように、環境に関する側面についての計画を、時期を逸しないように、この審議会で諮っていただくように改めてお願いいたします。

ほかに御意見等ございますでしょうか。齊藤委員。

齊藤委員 通常、企業だとか開発業者が土地を開発するときには、一定以上の緑地帯を設けろと。どういう木を植えなさいということが必ず出てくるわけです。それも敷地面積の何%とかというのが必ず決まっています。まして、最初にありました景観計画というのものもあるわけですから、そういう中で、サッカー場を造るからといって、それを無視していいとは考えられないのです。

ですから、そういう点を踏まえて、最低でも通常の事業、あるいは開発行為と同じぐらいの内容は盛り込んでいただかないとまずいのではないかなと。まして、あれだけの広さがあるわけですから、どれだけ切るのかよく分かりませんが、きちっとした形でそれは担保しておかないと、役所は人に何か言えなくなります。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。事務局から。齋藤課長、お願いします。

環境政策課長 まさに今、齊藤委員がおっしゃったように、我々としては、環境法令をはじめとして諸法令を守らなければいけないというのは大原則にありますので、そちらは必ず守るという形になろうかと思えます。

高田会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。それでは、今の齊藤委員からの御意見も踏まえて、こちらの環境面でのいろいろな意見が反映されるように、時期を逸しないように、この審議会に情報提供していただいて、環境保全審議会からの意見、環境面での意見を委員会に伝えていただければと思います。

ほかになければ、次の気候変動アクションプログラムについて事務局から説明いただいた後に、まとめてまた質疑という形にしたいと思えます。

では、高橋課長から気候変動アクションプログラムについて説明をお願いいたします。

ゼロカーボンシティ推進担当課長      ゼロカーボンシティ推進担当課長の高橋です。

それでは、プログラム案でございますが、配付資料の資料6から資料9が該当資料になります。資料6が概要版、資料7が本編といったような形でございます。

なお、先ほどの計画策定委員会の中で、資料6・概要版の24ページに掲載しているクイズそれから、本編の162ページに、そのクイズの答えを掲載していますが、この部分については、先ほどの委員会で御意見を頂戴した結果として、計画本体から削除することとしております。

また、事前にメールでお送りした資料と当日資料で、文言の抜け字があったりとか、そういったところの修正はしたのですが、それ以外には一切修正はございませんので、そういったものになってございます。

それから、今回これは、今すぐには資料に書いていないのですが、計画の名称につきましては、前回の環境保全審議会では、気候変動アクションプランということでお示しさせていただきました。現行の地球温暖化対策実行計画が市域全体の計画である区域施策編と、市の行政内部の計画である事務事業編の2つに分かれているものを統合し、気候変動への問題意識と一人一人の脱炭素行動の重要性を強調する計画とするために、最終的に気候変動アクションプログラムの名称に修正させていただく予定です。

それでは、具体的な資料に入らせていただきます。資料8、パブリック・コメント手続の実施結果をお願いします。

こちらの資料の1ページ目でございます、環境基本計画と同時期にパブリック・コメントを実施しておりますが、2の意見募集の結果概要、(1)意見提出件数で、6人の方から合計12件の貴重な御意見をいただきました。この中で、計画案に反映した意見が1点ございまして、御案内をさせていただきます。

資料8の4ページをお願いいたします。

4ページ、No.2として、②次世代太陽電池の導入について、公共施設にとどまらず民間にも拡大をの御意見につきまして、右側に回答部分がございます。計画案では、基本施策2-2、公共施設における再エネの導入拡大において、次世代対応型太陽電池について、民間の住宅事業者へ波及させることを視野に入れた市の率先的取組として、まず市の公共施設で積極的な活用検討を推進することを位置づけしました。

このことを明確化するために、いただいた御意見を踏まえまして、施策2-1、住宅事

業所等における再エネの導入拡大においても、次世代型太陽電池の開発状況を踏まえた取組の検討の文言を追加させていただきます。

このほか、残りの11件のいただいた御意見は、具体的な計画を読みこなしていただいた大変貴重な御意見でございます。それらに市の考え方をお示しするほか、今後の施策展開や取組の参考とさせていただく旨を御回答いたします。

パブリック・コメント手続の結果概要については以上でございます。

続きまして、資料9をお願いいたします。こちらは環境基本計画と同様、1月8日の計画策定委員会での御意見や、前回の環境保全審議会での御意見を追記して、いただいた主な御意見の考え方をまとめております。後ほど御覧になっていただければと思います。

それから、計画内容の詳細は、前回の委員会でお話しさせていただいておりますが、以降、文言等の修正を加え、また、パブリック・コメントの意見反映を通じ、資料6の概要版、資料7の本編の中でまとめさせていただきました。

ここで、資料7の本編について主要なポイントを御説明させていただきます。改めまして、資料7の分厚い資料になります。目次の部分をお願いいたします。2枚めくっていただきますと、左側に目次というところがございます。

計画の全体像でございますが、第1章の計画の策定に当たっては、気候変動の影響、対策の国内外の動向、本計画の全体概要となります。

それから、第2章から第4章までは、地域特性や対策の現状と課題をまとめております。

第5章から第8章までは、将来像と5つの基本方針、CO<sub>2</sub>排出削減量の試算結果・政策・取組・計画の推進を求めています。

第9章には、前回、計画の策定委員会等でいただいた御意見を踏まえ、関連ページにそれぞれ掲載していたコラムを集約いたしました。この目次の右側のページに、コラム集の一覧を掲載しております。

最後に、今回おつけしております資料編について、1枚めくっていただきました左側のページに、資料編掲載内容のタイトルで一覧を掲載しております。

ここで計画の中の主要なポイントを改めて振り返らせていただきます。ページが飛びますが、24ページの計画策定の視点をお願いいたします。こちら、これまでの保全審でも御説明いたしました計画策定に当たって重視した5つの視点をまとめております。

続きまして、またページが飛びます。79・80ページに、施策、取組の体系を掲載しております。そちらのページを御覧ください。

79ページ上段に、新たな計画のCO<sub>2</sub>排出削減目標、その下の欄に、目指す将来像、さらにその下から80ページにかけて、5つの基本方針と基本方針ごとの基本施策、基本施策ごとの取組項目、成果指標をまとめております。

最後に、また飛びますが、左側の107ページをお願いいたします。表形式で、こちらのページに、脱炭素化の取組により期待できる波及効果のまとめを掲載しております。こちらでも前回の計画策定委員会等で御意見をいただきまして、施策取組の各ページに掲載していた脱炭素化の取組の波及効果を一覧でまとめております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

この1年間、計画策定の過程におきまして、皆様から大変貴重な御意見、御提案を賜り、誠にありがとうございました。令和8年度から新たな計画の下、ゼロカーボンシティの実現を目指し取組を推進してまいります。

説明は以上でございます。

高田会長　　どうもありがとうございました。ただいまの御説明に対して、質問、コメントはございますでしょうか。

特にないので、私から1つ質問させていただきます。

先ほどの基本計画のパブリック・コメントの4ページ目、5ページ目の留保地のところで、景観上の問題だけでなく、CO<sub>2</sub>の吸収源としての森林を伐採することはいかなるものかというパブリック・コメントだったと思うのですが、気候変動アクションプログラムに関係することだと思しますので、どのように計画の中にパブリック・コメントを反映させたのか。あるいは、反映させないとしたら、実際の公園の計画の中にどのように反映させていくのかという辺り、事務局から御回答いただければと思います。

高橋課長、お願いします。

ゼロカーボンシティ推進担当課長　　森林の伐採とCO<sub>2</sub>の吸収量の件で、アクションプログラムの試算の中で、その部分は影響が出てくる部分でございます。一方で、このアクションプログラムについては、市域のCO<sub>2</sub>を全体で削減していく計画となっております、それぞれ取組によってどういうCO<sub>2</sub>の削減効果、吸収効果があるのかということ、このアクションプログラムの中では今回、数値で明確化してございます。

一例としましては、ページで言いますと、本編資料7の66ページなのですが、こ

の中で、目標達成に向けたCO<sub>2</sub>排出削減量の試算に当たっての考え方というのがございます。一番上の囲い枠のところ、CO<sub>2</sub>排出削減目標達成に必要な削減量ということで記載させておりますが、試算に当たって、どのように削減量の計算をしたのかということとを端的に書いております。欄外に※印で、吸収源としての効果は、市域全体でどれぐらいの総排出量に占める割合となっているのかを記載させていただくとともに、これだけではなくて、緑の重要性ということもございますので、実は一番最後の125ページに、木とCO<sub>2</sub>吸収量の関係というコラムを掲載いたしまして、温室効果ガス、CO<sub>2</sub>の吸収と木の関係がどのようになっているのか。

このコラムの中で一番最後に、木はそれ以外にもグリーンインフラであったり、ヒートアイランド対策にも役立っているという形でまとめることによって、できる限りCO<sub>2</sub>の吸収量の件であったり、森林の保全の保全、それから適正な管理、こういった点について市民の皆さんにお知らせをしていく。それから、行政内部にも分かりやすく、こういったものを掲載することによって、今後、組織横断的に検討していく中で、こういった点への配慮も残していくという内容になってございます。

以上でございます。

高田会長 ありがとうございます。古い木、樹齢のかなり長い木をそのまま残しておいても、CO<sub>2</sub>吸収能力がそれほど大きくないことはよく分かります。ですから、伐採して、新しい勢いのある木を植えることが大事だということも前に少し御説明いただきました。そのような考え方を、この公園の開発の計画の中に盛り込むというか、意見を伝えるようなことはそちらのほうでされているのか、まだこれからの段階なのかということをお返答いただければと思います。高橋課長。

ゼロカーボンシティ推進担当課長 今回の会長からの御質問の件なのですが、パブリック・コメントの環境基本計画側の回答の中でも、文言でお示ししているのですが、現時点でも組織横断的な検討を進めている中で協議を行っており、両計画ともということなのですが、より一層新しい計画ができたタイミングで今後も働きかけていく予定でございます。

環境政策課長 基本的な考え方は、今、高橋課長が申しあげたとおりなのですが、

具体としては、現在、基本設計を進めている最中ですので、そちらの中で、緑と公園課を中心として、公園を所管する部署から、緑の保全プラス樹木に対しての御意見は申しあげているところです。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。樹齢が長いものをそのまま残しておいては駄目だということは分かるのですが、現行計画のように切って切りっ放し、グラウンドにするということではCO<sub>2</sub>の吸収能力が大きくなりません。ゼロになってしまいますので、何とかこの新しいものを、森林面積自体を確保するように、全庁的な協議の中で意見が伝わるように努力していただきたいと思います。

こちらの審議会でそういう意見が出たということも踏まえて、環境政策課さんのほうで意見していってもらえればと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。先に手が挙げた山下委員お願いします。

山下委員 山下です。今の論点に関連する内容になるのですがけれども、前回の審議会のときに、資料9だと5ページ目に私のコメントが書かれています。大規模開発を行う際には、街区全体をゼロカーボンとするようにというお願いをしておきましたが、緑地も含めてゼロカーボンの体系にさせていただくようなプランを立てていただくといいのかと思いました。

その上で、確かに古い木を切って新しい木を植えたほうが、追加的な固定につながるの分かるのですが、切った木についてどうするかというのも大事だと思っております。燃やしてしまうとまた大気に戻って行ってしまいますから、炭にして地中に埋めたりして固定するような話とかも具体例が出てきているように聞いておりますので、伐採した木の使い道についても、炭素の固定を配慮した形にさせていただくと、なおよいのではないかと思います。

以上です。

高田会長 よろしいですか。では、関森委員、お願いします。

関森委員 関森です。

先ほど高田委員長さんがおっしゃられた、古い木を切った後に新しい木を植えることは考えているかという話がありましたけれども、私もそれは常に気になっておりました。今、桜堤通りの桜がかなり老木化しておりますけれども、ああいうところに次の桜を何か考えているのかなと思いつつ、何度かあそこを通っております。木を植えて、少しでも緑を豊かにして、少しでも温暖化の力になればと思っております。

以上です。

高田会長 特に事務局からございませんか。では、齋藤課長、お願いします。

環境政策課長 貴重な御意見、ありがとうございます。やはり我々も緑の効果、グリーンインフラの効果というのは非常に大切だと思っておりますので、今回の留保地だけではなくて、市全体の緑をどう保全するかについては、しっかりと守っていければと考えております。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。そのほかはございませんでしょうか。市川委員、お願いします。

市川委員 市川です。先ほどの話だと、若い木の方がよりCO<sub>2</sub>を吸収してくれるから、古い木を切って若い木を植えるというお話でしたが、古い木は古い木で、たとえCO<sub>2</sub>の吸収が減ったとしても、キツキ類などは古い木の穴を利用したりしますし、虫を育てるなどいろいろな役割がありますので、単純に若い木を植えるから古い木は切ればいいのかというのは、明治神宮外苑でも問題になっていますが、そういう発想は何かすごく悲しい気持ちになりました。以上です。

高田会長 ありがとうございます。事務局からありますか。

環境政策課長 今の我々の答弁に対して御意見をいただいたものについては受け止めなければいけないと考えておりますが、我々は市街地に住んで、やはり人も住んでいるところもありますので、ある程度木を管理していくところも必要なのかなと我々は考えており

ます。例えば、木を大きくすればいいのではなくて、木を切ったことによって、そこに新たな生態系も生まれてくるというところもありますので、それを加味して総合的に判断できればと考えております。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。齊藤委員、お願いします。

齊藤委員 齊藤です。

古い木を切って若い木を植えるというのは、それはそれで理屈なのですが、いつも言うのですが、里山という考え方、ある程度木が大きくなったらそれを伐採して、森自体、林自体を更新していくと。しかも、伐採したものはいろいろな形で利用していく。

先ほど山下先生が炭の話をしましたけども、炭を作るときにまた何か燃やさなければいけないからどうかという懸念も若干ありますが、例えば昔は、クヌギだとかコナラは、それをそのままほだ木にしてシイタケを育てるとか、そういういろいろな形のやり方があります。

ただ、木によっては、松だとか杉だとか、何百年も1,000年も永遠に生き続ける木もありますので、そういったものはそういったもので、古いからといって切らないで大切に育て、落葉広葉樹は割と更新が早い、あるいは常緑広葉樹もどんどん育って、林床が貧弱になりますから、こういうものは切ると。どういう木を切る切らないということをきちっと研究して、それに基づいて切るもの、植えるものを決めていただきたいと思います。

例えば、かに山などは、ある程度切ってもいいような木がたくさんあるような気がしますけれども、ああいうところで実験的にやっていくこと自体が大事だと思います。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。今、委員の皆様からいろいろな森林伐採、あるいは森林管理についての意見が出ました。少なくとも皆さんの意見で一致しているところは、伐採したままにするのはよくないという御意見だと思いますので、こういう御意見が公園の開発計画の中に反映されるように、全庁的な協議の中に積極的に参加して、我々のいろいろな意見、考え方が反映されるような形にさせていただくようお願いいたします。

ありますか。大川委員、お願いします。

大川委員　大川でございます。1点だけ質問させていただきます。どこかに生物多様性地域戦略の策定を検討されているとあったのですが、実際にいつ頃つくられる予定なのか、もし分かっていたら教えていただきたいと思います。

以上です。

環境政策課長　具体的にはまだ決まってはいないところなのですが、私の考えとしては、やはり地域戦略をつくる上では、基礎資料をまず集めなければいけない。調布市域のどこにどういう生物がいるというのをはっきりさせる調査をまず行って、その後、しっかりと地域戦略を立てていくべきだと思っておりますので、どんなに早くても計画自体は2年か3年先になるだろうと考えております。確実に地域戦略をつくるために、基礎資料をまず集めたいと考えております。

以上です。

高田会長　ありがとうございます。ほかはよろしいですか。時間も押していますので、進めたいと思います。

今出ておりました留保地の森林伐採については、環境基本計画、あるいは気候変動アクションプログラムの内容というよりは、それをどのように進めていくかというところ、次の段階の話になります。環境基本計画、気候変動アクションプログラムについては、内容自体は、この前の策定委員会で承認されております。それから、今日の審議会の中でも、特に内容自体について否定的な御意見は出ていないと理解しておりますので、議題2・議題3の両方の計画については、今回の報告をもって本審議会です承という形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高田会長　ありがとうございます。それでは、今回の報告をもって了承としたいと思います。どうもありがとうございます。それから、委員の皆様も内容について、4回の委員会を通していろいろな御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

では、次の議題に進みたいと思います。次の議題は(4)令和7年度P F A S水質検査結

果について、事務局から説明をお願いいたします。

生活環境担当課長 生活環境担当課長・星野です。よろしく申し上げます。

議題4、令和7年度PFAS水質検査結果について御説明します。資料は、本日机上に配付させていただきました、右肩に資料10、令和7年度PFAS水質検査の結果を御覧ください。

1 ページ目になりますが、市では、環境省が示したPFASに関する今後の対応の方向性に基づき、環境モニタリングの強化の一環として、市が管理する防災井戸等における水質検査を実施しております。

まず調査概要についてですが、1 測定地点として、市の管理する防災井戸に29か所と湧水1か所の計30か所を検査いたしました。なお、いずれの井戸、湧水も飲用には使用しておりません。また、令和7年度は、第一小学校と石原小学校の2か所については、水量不足等により採水ができませんでした。

次に、2 検査期間です。令和7年12月の一月間で実施しております。

3 検査項目は、PFOS、PFOA、PFHxSの3項目となります。

4 指針値については、国において、地下水における指針値として、PFOSとPFOAを合わせて50ナノグラム／リットルが設定されております。

次に、5 検査結果です。採水不能2地点を除く全ての地点28か所において、国の指針値50ナノグラム／リットル以下という測定値を検出しております。

詳細につきましては、次ページに施設ごとの測定結果の一覧を、また、3 ページに測定地点をプロットした地図をつけておりますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

次に、6 検査結果の公表です。今回の検査結果についても、市民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう本審議会の高田会長、奥副会長を含む市のPFAS専門アドバイザー3人の方からそれぞれのコメントをいただいております。

資料最終ページの4 ページを御覧ください。高田会長からは、防災井戸は飲用に使用されていないことから、現状、市民の健康リスクは小さいと評価いただいた上で、今後も継続的なモニタリングで安全・安心を確認することが望ましいという御助言と、東京大学の徳永教授からは、防災井戸の飲用防止の理解を市民と共有しつつ、調査を続け、その結果を丁寧に伝えることが重要。また、奥副会長からは、全ての調査地点で指針値内に収まっている現状を踏まえ、引き続き経年的な動向を把握し、適切かつタイムリーな情報発信を

徹底するべしと御助言をいただいております。

最後に、1ページ目にお戻りいただきまして、7の今後の対応です。国や東京都の最新の方針に基づき、引き続き当該水質調査を継続し、各専門アドバイザーから助言をいただきながら、市民の不安解消へ軽減に向けて適切な対応を図ってまいります。

説明は以上です。

高田会長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対して、御意見、御質問はございますでしょうか。関森委員、お願いします。

関森委員 関森です。

P F A Sに関しては、この会議でも何度か出されておりました、今回もこのように丁寧に調査していただいて、ありがとうございます。また、各先生方のコメントを入れていただいているので、一般の市民の方たちもその言葉を信じて見ていてくれると思います。これからも引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございます。

高田会長 そのほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

私がコメントしているところに少し補足させていただきますと、こういう化学物質のリスクを考えるときの毒性的な考え方の中には、基準を51だから駄目、49だからオーケーというようにあまり専門家は考えません。基準が50であれば同じ桁、10以上あって20とか30あればリスクがかなり高いと考えて、その発生源がどこにあるのか、どうやったら減らせるかと考えていくことになります。

そういう観点から今回の結果を見ますと、どこの地点も10ナノグラム／リッターを超えているので、全般に基準以下ではあるとはいえ、毒性的なリスクは大きいなど考えているところでこういうコメントをさせていただいたところです。ですから、どういうところに発生源があって、そこから出てくるものをこれ以上増やさないようにするにはどうしたらいいかということを引き続き考えていく必要があると思います。

P F O SとP F O Aについては、既にストックホルム条約、あるいは国内法について使用が禁止されている物質になりますので、今どこかで使っているわけではなく、どこかで出たものが残っているものが周囲に拡散して、こういう状態で検出されているということになります。どこにそういう発生源があるのか、あるいはどこか特定の高いところがある

ようには見えないので、広くいろいろなところで残っているものがあると考えるのが妥当なのではないかなと思いますので、もう少し地点を広げる、あるいは他の成分を測る等のことを行って、なぜこういう濃度で出てくるかということについて、今後も調査を進めていただければと思います。

私からの追加のコメントは以上になります。

齊藤委員、お願いします。

齊藤委員 齊藤です。

今、会長さんのお話にありましたけれども、去年のときにPFOS、PFASの話が出たときに、たしか申しあげたと思うのですが、数値が高いところは昔の田んぼです。今は埋め立てられていますから、よく分からない。どぶ田とって、底までが非常に深い田んぼのところを埋め立てて、そこに小学校をつくった。その小学校の校庭の中に井戸を掘ったと。

水はあるけれども、田んぼのところは水が動いていないのです。浅いところ、例えば私の家は、5メートルから10メートルぐらいで井戸があるのですが、非常に水量が多くて流れています。所沢とか狭山、あの辺が分水嶺で、東側は荒川水系、西は多摩川のほうに水が流れてきている。そういう流れの多いところの浅井戸は常に流れていますから浅くなる。ただ、昔の田んぼのところ掘った井戸は、もともと低い。さらに下のほうにたまっている水をくみ上げているから、多分数値が高くなっているのではないかなと。去年の分布図とか昔の地形を総合してみると、多分そういうことだろうと考えております。

以上です。

高田会長 ありがとうございます。たまっているのであれば、それをくみ上げて、浄化して、また戻すことをするというのも1つの方法です。

齊藤委員 ただ、ちっとやそっとの量ではないので、神代団地とかあの辺は全部が田んぼですから、そのところを少しぐらいくみ上げたからといって、濃度が高い水を全部くみ上げられるかというところちょっと難しい。

この辺、水脈の水位が浅いというか、深いところは常に流れていますからいいですけども。だから、逆に言えば、そういうところには井戸は掘らないと。もっと浅くて水が流

れているところに、そういう防災井戸をつくったほうがいいのではないかと思います。

高田会長　ありがとうございます。ほかに御意見、コメントはございますでしょうか。なければコメントも含めて今回の調査結果をこの審議会では了承として進めたいと思います。

では、全体を通して委員の皆様から何かございますでしょうか。関森委員、お願いします。

関森委員　たびたびすみません、関森です。

この会議のあれとは全然関係ないのですけれども、今回も莫大な環境部の皆さんの資料、作るために大変な思いをして作られたのではないかなと思っておりました。だからこそ、少し真剣に読ませていただきました。本当にお疲れさまでした。

この資料ですが、持ってこなくていい、机の上に用意してあるからと書いてくださったのですが、実際もったいないかなと。この後、この資料をどうなさるのかなと。私の場合は自分で持ってきたので、こちらをお返ししたのですが、もうそういう気遣いはいいのではないかと思いました。

やはりそこまでの手間をかけて私たちに気遣ってくださっているのかと思いながら、お礼方々、その点も申しあげたらどうかと思って、今回言わせていただきました。ありがとうございます。

高田会長　齋藤課長からお願いします。

環境政策課長　ありがとうございます。今後につきましては、今現在、机上でワンセットという形で置かせていただいたのですけれども、皆さんパソコンとかお持ちであれば、事前にデータを送って、そちらを自分のパソコンに落とさせていただいてお持ちいただくということも含めて今後の在り方、パソコンに不慣れな方もいらっしゃると思いますので、どちらでも対応できるような形の方策を事務局で考えまして、次回の会議からできれば直していきたいと考えております。関森委員、ありがとうございました。

高田会長　市川委員、お願いします。

市川委員　市川です。私は紙媒体でとても助かっていました。紙媒体がなかったら、私の意見は出ていなかったです。

以上です。よろしくお願いいたします。

環境政策課長　ハイブリッドといますか、併用できるような形で考えたいと思います。

高田会長　ちょうど今日の審議会が始まる前に、副会長の奥先生、あと事務局の齋藤課長ともお話ししていたのですが、やはりこれだけのもの、最終的には紙の無駄になってしまうということも考えると、ハイブリッドという形で、紙が必要な方には紙、そうでない方にはタブレットを準備するとか、パソコンを持ってきてもらう等をして、なるべく省資源をしながら、利便性も確保するという形で進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。水越委員、お願いします。

水越委員　水越です。私も紙が非常にもったいないと思って、自宅ではパソコンで見たいのです。今日も一応パソコン持ってきたのですが、立派な紙のを作ってくださいまして、ありがとうございます。

私個人はパソコンで十分だと思うのです。直接ここで検索することがあるかどうかなのですが、この会議室で一時的でもW i F iの使用を許可していただけると、さらにありがたいかなという気がいたしました。可能であればということで、必ずではありません。

以上です。

高田会長　その点も審議会始まる前に、奥先生も含めて少し相談していたところなのですが、事務局からW i F iの状況等も含めて御説明をお願いします。

環境政策課長　市では、今できるだけW i F i環境を広げているところであります。例えば、この会場ですとW i F i使用可能です。場所によってはW i F iがつかないところもありますので、その辺、会場を設定したときにW i F i環境があるのか、ないかも含めて御案内できるようにはさせていただきます。

高田会長　ほかによろしいでしょうか。いろいろな御意見、ありがとうございました。

今年度、4回の会議がございまして、委員の皆様から貴重な意見をいただきながら会議を進めることができました。今年度は環境分野に関わる2つ、環境基本計画と地球気候変動アクションプログラムについての案をつくり、それらを審議して了承するというところで、資料が膨大だということは、それだけ事務局でもいろいろな努力をされたというところになりますし、資料に反映されるべき我々のいろいろな意見もたくさん出すことができ、非常に活発な御意見、有益な御意見をいただいて、誠にありがとうございました。私からも感謝申しあげたいと思います。どうもありがとうございました。

来年度についても、引き続き委員の皆様からは前向きな建設的な御意見をいろいろ賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

来年度については、開催が決まりましたから、事務局から案内させていただく予定ですので、その際はよろしく願いいたします。

では、以上をもちまして、第4回環境保全審議会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

—了—